

加裏側の校舎の一部と昇降の、便所等を点検の部分までも、
まくるわけだ、そのあとに新校舎を建てるという事になるわ
けであります。過日の総務委員会におきまして、将来四階
建までござろうな基礎を造っておいだ方がよいという御
意見もいたる、その関係で町が負担しなればならない金
額は百三十万五千円という事になる、おられます。将来四階建ま
にするために柱を若干太くしなければならぬということだ、
今回の四千四百五十万五千円の契約額のうち町でもつ金は三百五十
万五千円までございまして、そのから四階建までの基礎百三十五万五
千円を引きまゝと町負担は百三十万五千円という事になる
わけであります。

一議長(高橋平春) これより質疑を行います。

一十八番(大野行夫) 議長

一議長(高橋平春) 十八番

一十八番(大野行夫) 日延でやると契約の段階になったわけでございます
けれども、工期は三月三日とはつきり出ておるわけでありまし
て、これでは新学期に間に合わないのは当然で、遅くも二月一
日には竣工という事を目的でやらなければならぬ、業
者との連けい又工程について理事者に説明を願いたいと思ひ
ます。

一教育長(藤崎俊夫) 二月までいふことができるのは非常に難しい問
題です、とにかく新学期にまいるように、校舎の整備す
るという事は強く浅沼組にも云ってありますし又、浅沼組もス
のつもりでいろいろ準備を進めておる状況でございます。

一十八番(大野行夫) 議長

一議長(高橋平春) 十八番

二十八番(大野待次) 一、これは業者との話合いであらうなうて、おなのであつて、
實際、書類上ではきりとした公文書なり又、進行状態といふものを示さないと空文にすぎないと困ります。今日から始
まつたとしても上月の末の第二回フクリートにまゝおかないわけ
で、上月、一月、二月は日も短く、半日位しか仕事ができず、又、寒
さを控え、最悪の状態にきつておなわけ、業者はどんな事をして
しまひやりますか。というのは当然であつて、實際にはどうするかや
つていくのはきりしないと思ふにわけ、ましてや新學期に
まにあわないと大きな問題にもなるべく、なるのでやはりやると
なつたら金員がこれに体当りして、いふわけは、完全なものか
できなない。その間の意味におつて、簡単に業者との話合い、
やるような、なまはんかな事だつたらやらない方がよい。やめ
てしたら徹底的にやり、又業者を信頼し、厳密なる監督と

もつゝ当り、第一小学校のような規模な工事をやらぬといふの
にしまゝさういふ意味に切らゝもう少し尊厳味のある答弁が
なれば私は納得し及ぬるわけがあります。

一、教育長藤崎俊夫「御承知のように、請負業者が、大和いたしましたものと、

休養表というものを送らせてあります。それをお読みしたら
 又給務委員会等にお願いいたしまして御協力をお願いできん
 かと思っています。

二十番大野村大儀長

一、議長高橋千春（十八番）

二十八番大野村大ニ業者み入札したみ山には三月三十一日を目標として
出されたものと聞いていますみやはり調査して決定してやるの
ですみ山はきりりとみを承るなければ、み山に対する繰
返る報告がなかったら契約締結までもうまいげないのでな

いふ、期限のない工事ならともかく、三月三十一日には生徒のための
ような状態にならないか、たら何もならないのだから、契約
締結伝々とするのでもはなく、入居した点をばきりしなげ
ばなにもならないわけがあります。

「町長（石川常太郎） 私といえしましても始めの工事の運びます
の、業者は督促いたしました。工期までにはまにあわせたい
と、思っております。」

「十番（大野行夫） 第一小学校の例を言しましても、前月の番の良い時期
から始め、最後は工期のギリギリで急いだ結果、あのよ
うな工事になったわけですから、私に云うところは、でき
あがったものか、あのようない見苦しいものを造ってはならぬ
い、同じ造るから、立派なものも造るべきである。お互い
か、いかに、向って進んでいき、この工事については今までの

に誠意と又、あらゆる面においても監督し、現場に行っても督促
してやっていただく。秋の心配しているのはあくまでも新学期
にまにあうように、二月一日を目標といふべきではないの
であらう、強く要望いたします。

「議長（高橋千春） この点で傾斜を懸念いたします。おはかりいたします。
議案第九十三号は原案通り決すから、町員議より賛成。」

「（畢議なしと仰る者あり）」

「議長（高橋千春） 町員議なしと認めます。よって、議案第九十三号は原案
通り同意する事に決定いたしました。」

「議長（高橋千春） 本日の日程は全部終了いたしました。閉会を宣告する。前
に町長から町挨拶願います。」

「町長（石川常太郎） 提案申し上げました議案につきまして、慎重審議
いただきました事、誠にありがとうございます。予定より中

常に手配をなされてまいり、申訳のない次第でございますけれども、私どもも誠心誠意をつくすつもりでございますので、何とぞ今後御注意の方には御指導をいただきまして、完全なものを作り上げたいと思っております。本日は誠にありがとうございます。

議長(高橋孝吉) これをもちまして、昭和三十九年度第四回福生町議会臨時会を閉会いたします。

午前十時三十八分

右会議の次第は書記市川昭利の記載したものであり、その内容の正確である事を証するためここに署名する。

昭和三十九年十月八日

福生町議会議長 高橋孝吉
 議員 石川信義
 議員 細川晋一

福生町議会

議員 中田孝 裁

昭和三十一年十月二十七日

第三回 稻生町議会定例会々議録 (第二日目)



昭和三十一年十月二十日第三回福生町議会定例会々議録

昭和三十一年十月二十日第三回福生町議会定例会を福生町役場議場にて召集
された。

一、出席議員は次の通りである。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 一番 川辺忠蔵 | 二番 加藤清一 | 三番 田村魚雄 |
| 四番 大沼秀伍 | 五番 林幸男 | 六番 神野藤操 |
| 七番 石川信義 | 八番 細沢晋一 | 九番 中西虎蔵 |
| 十番 青森博 | 十一番 大久保一郎 | 十二番 高崎豊吉 |
| 十三番 杉本皆雄 | 十四番 小堀仁ヤ | 十五番 堀野鉄久助 |
| 十六番 岩田博 | 十七番 安本喬夫 | 十八番 大野行大 |
| 十九番 村野弘 | 二十番 上石捨吉 | 二十一番 堀川実 |
| 二十二番 中村国太 | 二十三番 岸 茂 | 二十四番 高橋千春 |
- 一、不欠出席は次の通りである。

不任招議員なし

出席議員は次の通りである。

一番 川辺忠蔵

二番 加藤清一

三番 田村重雄

四番 大沼秀伍

五番 林幸男

六番 石川信義

八番 細沢晋一

九番 中西虎蔵

十番 青森博

十一番 大久保一郎

十二番 高崎豊吉

十三番 柳本皆雄

十四番 小澤仁七

十五番 堀野鉄三郎

十六番 岩田博

十七番 安本喬大

十八番 大野行大

十九番 堀川実

二十番 中村国太

二十一番 岸

氏

二十二番 高橋千春

出席議員は次の通りである。

二十番 神野藤操

十九番 村野弘

二十番 上石捨吉

議事事務局の職員は次の通りである。

議事事務局長 島田昭

書記 野崎重

市川昭利

一地方自治法第百五十五条の規定により、今議事事項説明のため出席を求めたものは

次の通りである。

町長 石川常太郎

助役 森田幸彦

収役 秋山誠一

警長 篠崎俊夫

総務 大野忠一

警務 橋本孝蔵

警長 貫井喜次

総務 森田昭

民生 生子国利

警長 町田信二

総務 上野重晴

土木 高水求

警長 田村忠雄

総務 古谷徳男

一本日の開催は次の通りである。

日曜第一、今議録署名議員の指名について

日曜第二、会期の決定について

日曜第三、契約締結について「教育関係」

（議案第九十四号）

日曜第四、昭和三十一年度福生町水道事業会計決算認定について

（議案第九十五号）

議案五 昭和三十年度福生町水道事業会計補正予算、第二号

(議案第九十九号)

議案六 福生町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第九十八号

(審査報告)

議案七 福生町火警対策本部条例案、議案第九十七号

(審査報告)

議案八 福生町防火会議条例案、議案第九十六号

(審査報告)

議案九 福生町立学校施設設備使用条例案、議案第九十五号

(審査報告)

議案十 町道路線の廃止について、議案第九十九号

(審査報告)

議案十一 町道路線の変更について、議案第九十八号

(審査報告)

議案十二 町立小中学校の施設並びに運営に関する諸願書、諸願第九号

(審査報告)

議案十三 学校正手当部内三三三区との境界正正に関する諸願書、諸願第十号

(審査報告)

福生町議会

議案十四 休育園休育教材購入に関する諸願書、諸願第十一号

(審査報告)

議案十五 側溝新設並びに道路舗装に関する諸願書

(諸願第十二号)

議案十六 町道路舗装に関する諸願書

(諸願第十三号)

議案十七 日光街道踏切存続促進に関する諸願書

(諸願第十四号)

議案十八 一般質問

一本日の会議事件は次の通りである。

議事日程と同じである。

開議 午前九時十分

議長(高橋平春) お早ようございます。本日はお忙しい所、敬出出席いただきまして誠に御苦労さまでございます。ただいまから昭和三十年度第三回福生町議会定例会を開催いたします。出席議員は現在二十六名でございます。

よって本日の会議は成立いたしました。ただいま本日の会議を開きます。

議長(高橋平春) 町長から町長挨拶をお願いします。

町長(高橋平春) 町長から町長挨拶をお願いします。

町長(高橋平春) 町長から町長挨拶をお願いします。

（町長・石川静太郎） 本日第三回定例会の開催にあたりまして非常によき用
の并考故出席いたしました。つきまして誠にありがとうございます。提出議案に
つきまして、慎重審議より、決議下さいますようお願い申し上げます。

（議長・高橋春一） 日程第一、会議録署名議員の指カを行います。署名議員の
指カは、会議規則第百七条の規定により議長にお願いいたします。

（一番青藤議員、土番大久保議員、土番高崎議員、土三カの方） お願い
いたします。尚署名議員は本会期中を通じてお願いいたします。

一議長(高橋春一) 日程第二、会期の決定について議題に供し、本会期については
議会運営委員会において検討をいたしておりますので、委員長から報告願
います。

二十六番岩田博一
議長

一議長(南橋子春)
十六番

二十番(岩田博) (登壇) 州指カノよりまして昭和三十一年度第三回定例

福生町議会

会の議案及び日程について去る十日に委員会を開催いたしましたので、経過及び結果について報告申し上げます。提出された議案三件並びに請願三件又、九月の臨時会に於いて各委員会に付託された関係中の継続審査を願うておりました審査報告が、九月と一般質問でござります。尚、会期に過ぎましては、慎重審議の結果、十日目を予定さして、おこなうので、御下さい。十日、十一日、日本会議、十二日、十三日、十四日を委員会審議にあり、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日までは、休日であり、又議案作成等、何れも休会としたいと思ひます。十四日は、第三日の本会議を用いて、予定でござりますので、よろしくお願いいたします。日程については、お手もとに配付した内容で、委員会といたしまして、即決していただく必要のある議案がござりますので、御下さい。日程第三、契約締結について、教育関係、これは、中学校及び同分枝防音工事の契約同意でござります。日程第五、編制職員の新勤務時間、休日、休暇等に關する案例の一部を改正する案例は、これは、有

給休暇の関係でございます。日程第七、福生町災害対策本部条例及び日程第八、福生町防災会議条例はともに災害発生に関係する新設条例でございます。日程第九、福生町立学校施設設備使用条例は現況に合わせ、運営するための全面改正が必要と存じ、切ります。又日程第十及び十一の町道路線の廃止及び変更関係で、町道としての用をなさなくなり、町営住宅建設にともなうつけかえのためのものもございます。日程第十二から十四までの諸般につきましても、各常任委員におかれ、町審議されるものがあり、後ほど委員長から報告があると思っております。おはるべく即決していただく。町要望いたします。尚、日程第十四昭和三十一年度福生町小道事業会計決算認定について、日程第十五昭和三十一年度福生町小道事業会計補正予算第一号、日程第十六側溝新設並びに道路舗装に関する諸般事項、諸般事項第一号、日程第十七町道舗装に関する諸般事項、諸般事項第二号、日程第十八見光街道踏切石橋促進に関する諸般事項、諸般事項第四号以上五件につきましては右各

員会に付託願ひ慎重審議していただくべく町要望申し上げます。一般質問については四件提出され、切りますので、議案の町審議をいただいた後でお願いする事にいたしましたので、さう仰る以下、日程を見ますと一般質問があり、日程に無理なく消化できると判断いたしましたので、何卒本委員会の目的が達成でき、さうよくお願い申し上げます。と、げり次第でございます。

議長（高橋正春） 会期につきましては大だいま委員長から報告された通り、十月二十日から十月四日まで、十日間と決定したいと思っております。この町審議でありますか。

町審議なしと存じ、おあり。

議長（高橋正春） 町審議なしと認め、さう決定いたしました。

議長（高橋正春） 日程第三、契約締結について、議案第九、高橋正春を議長として議案の期日といたさせていただきます。